

のもよいと思ふが然し公園の利用を促す爲には、なるべく国立公園の利用者の負擔をば軽減するやうに努めたいのであるから、これは遽かに賛成し難いのである。

最後に国立公園内に於ける専用自動車道の施設は大いに勸奨したいものである。現に富士や日光等に此種の出願もあると聞いてゐるが、洵に結構な話である。又一般自動車道路は各国立公園候補地に於て夫々著手せられ、最近かなり大規模に實施しつつあるは、十和田に於ける青森縣の計畫、富士山に於ける山梨、静岡兩縣の計畫、阿蘇山に於ける熊本縣の計畫等である。尙ほ土木局では失業救済の爲に新たに國道府縣道中國立公園候補地地方へ出入するものより、工事に著手する意向のやうに聞いてゐるが、眞に時機に適したる措置として、吾人の双手をあげて賛意を表せんとするものである。

失業救済道路改良工事に就て

川 西 實 三

大正十四年以來政府は地方公共團體に勸奨して所謂失業救済事業を起興せしめ、之に對し起債の許可、低利資金の融通、勞銀の補助等各種の便宜を與へ、以て失業の緩和に努め來つたのであるが、昭和

六年度に於ては失業救済の目的を以て全國的に國道及府縣道改良工事を施行するの計畫を定め之が關係豫算は去る五十九議會に於て野黨に於ても異議無く通過を見たので目下之が實施方に付き關係當局に於て銳意努力中であり就中國道改良工事の如きは早い所では既に本月中旬に之が着手を見ることになつて居る。

此の事は我國失業對策上將又道路政策上劃時代的の擧と謂ふべく各方面の視聽を集めて居る事柄であるが自分は主として失業對策の方面より之が大體の説明を試みることにする。

一 計畫の概要

昭和六年度に於て起興せらるゝ失業救済道路改良工事は大別して政府の直轄施行に係る國道改良工事と地方公共團體をして施行せしむる府縣道改良工事との二種に分れる。國道改良工事に關しては國庫は千三百萬圓を負擔することとし府縣道改良工事に對しては六百萬圓を支出することとなつて居る。(註此の外に昭和五年度京濱地方に對する臨時冬期應急失業救済道路改良事業國庫支出金三百萬圓あり合計二千二百萬圓が道路公債によつて支辨されることとなつて居る)更に詳しく申せば國道改良工事中北海道の百萬圓神奈川縣の九拾萬圓沖繩縣の六萬圓計二百萬圓は全部國庫が負擔することとし其の他の府縣に對しては合計千百萬圓の國庫負擔をなし地方公共團體よりは其の半額事業費の三分の一二百五十拾萬圓の分擔金を徴して計千六百五十拾萬圓の事業を起興する

こととした。即ち國道に對する國庫の純負擔は千三百萬圓であるが之によつて起さるゝ事業費總額は千八百五拾萬圓となる次第である。又府縣道改良工事に對しては國家は其の事業費の三分の一を限度として勞力費に對する補助を爲すこととし六百萬圓の支出を爲すことと定めて居るから此に依つて大凡千八百萬圓の工事が起されることとなる次第である。之を總括すれば昭和六年度に於ては失業救済として國道府縣道を通じ國庫が千九百萬圓の支出を爲し參千六百五拾萬圓の道路改良工事が行はれると云ふことになるのである。

而して國道及府縣道改良工事費の各府縣別割當は失業救済事業の本旨に基き先づ各府縣の失業狀況國勢調査の結果及地方長官の失業推定月報を參酌して公平に配分するに努め併せて道路改良上に最も有效ならしめむことを期したのである。今之を表示すれば左の通りである。(註第一表)

二 計畫の理由並其の劃時代的たる所以

計畫の理由は述ぶるまでも無く失業者救済の爲である。尤も失業者救済の爲國家の特別の援助の許に事業の起されたのは冒頭にも述べた通り大正十四年以來例年のことであつて別に珍らしいことではない。而してこれ等失業救済事業として道路改良工事の施行せられた量も相當の高に上つて居る。試に失業救済事業の始まつた大正十四年以來今日に至るまでの失業救済事業を種目別に表示して見ると左の通りで、

第一表 道路改良費配當表

府縣名	國道改良費	府縣道改良補助に依る工事費	計	府縣名	國道改良費	府縣道改良補助に依る工事費	計
府縣名	國道改良費	府縣道改良補助に依る工事費	計	府縣名	國道改良費	府縣道改良補助に依る工事費	計
東京	二,五〇〇千圓	二,三〇〇千圓	五,一七〇千圓	岐阜	—千圓	五,〇千圓	五,〇千圓
京都	六〇〇	二九〇	九〇〇	長野	五〇〇	一,三〇	六,三〇
大阪	一,八〇〇	三〇〇	二,四〇〇	宮城	三〇〇	一,三〇	五,五〇
神奈川	九〇〇	四〇〇	一,三〇〇	福島	四〇〇	一,五〇	五,五〇
兵庫	一,一〇〇	七〇〇	一,八〇〇	岩手	三〇〇	一,五〇	五,五〇
長崎	四〇〇	二〇〇	六〇〇	青森	—	三〇〇	三〇〇
新潟	四〇〇	三〇〇	七〇〇	山形	—	四,一〇	四,一〇
埼玉	四〇〇	三〇〇	七〇〇	秋田	三〇〇	一,七〇	四,七〇
群馬	四〇〇	三〇〇	五,九〇	福井	—	三,三〇	三,三〇
千葉	四〇〇	三〇〇	七〇〇	石川	三〇〇	一,三〇	四,五〇
茨城	三〇〇	三〇〇	六〇〇	富山	—	四,七〇	四,七〇
栃木	三〇〇	三〇〇	五,〇〇	鳥取	—	五,〇〇	五,〇〇
奈良	—	三〇〇	三,〇〇	島根	—	二,五〇	二,五〇
三重	三〇〇	三〇〇	七,〇〇	岡山	三〇〇	一,四〇	五,七〇
愛知	一,三〇〇	七〇〇	一,九〇〇	廣島	四〇〇	四〇〇	八〇〇
静岡	三〇〇	三〇〇	三,三〇	山口	三〇〇	二,五〇	五,五〇
山梨	三〇〇	二〇〇	五,六〇	和歌山	三〇〇	三,〇〇	六,〇〇
滋賀	三〇〇	二〇〇	五,六〇	徳島	—	四,八〇	四,八〇

國庫補助額	三六,二五四	三三,一二二	二六,三三三	三〇,八八三	二六,七五五	四〇,八四三	—	三六,〇二二
百分比	三・四%	三・〇%	三・八%	四・二%	四・〇%	五・六%	—	一〇〇%

昭和二年 度

事業費	八六,七三三	四四,二六三	一,二九,六六八	五七,二〇〇	一四,一〇〇	四三,〇〇八	四八,一〇〇	三三,三三三
百分比	三・三%	三・二%	三・八%	六・二%	一・五%	三・四%	一・四%	一〇〇%
勞力費	三三,七〇一	三九,八一二	四六,五七七	二〇,四〇〇	一五,〇〇七	二六,五九九	一六,一〇九	一,四五六
百分比	三・〇%	二・五%	三・八%	四・二%	一・二%	二・四%	一・二%	一〇〇%
國庫補助額	二七,三五一	一九,〇六六	三九,五五九	一〇,七九〇	七,五九九	八三,九九五	八,〇五五	七六,〇六五
百分比	三・〇%	一・六%	三・八%	一・四%	一・〇%	二・四%	一・二%	一〇〇%

昭和三年 度

事業費	六四,七四八	五九,八三六	一,〇〇,五一一	二六,〇〇〇	—	六四,四三三	七四,一二三	三,七七七
百分比	二・五%	二・三%	五・七%	一〇・三%	—	二・三%	二・七%	一〇〇%
勞力費	三七,五〇八	三三,七四九	四二,八九三	一〇,八六一	—	三五,七九九	一九,三三三	一,三三八
百分比	三・〇%	三・三%	三・四%	八・四%	—	二・九%	一・九%	一〇〇%
國庫補助額	一七,七五九	二九,八八五	二〇,九九六	五,一四〇	—	一七,八六五	九,六七七	六,四三三
百分比	三・〇%	三・三%	三・四%	八・四%	—	二・九%	一・六%	一〇〇%

昭和四年 度

事業費	四,四四〇,五九二	一,三三,一七三	三,三三七,六四三	一,四四〇,〇〇〇	三,四九三	五四一,五四六	四,四七七,六六六	一四,七二,五八
-----	-----------	----------	-----------	-----------	-------	---------	-----------	----------

勞力費	百分比	二七・五%	八・五%	三三・八%	二・一%	三〇・四%	三〇・五%	一〇〇%
勞働者使用	百分比	一、四三、七八八	五五八、五八八	一、二七五、二四四	三四五、〇三〇	一、二五七	一、四、八九八	五、一六、〇五五
延入員	百分比	二七・七%	一〇・八%	三四・七%	六・七%	〇・〇%	三・六%	一〇〇%
國庫補助額	百分比	六九、三三	三〇五、一四四	六九三、八二四	一七九、三三	七四	一〇三、六七四	二七〇、〇三九
百分比	百分比	二七・七%	一一・〇%	二五・〇%	六・四%	〇・〇%	三・七%	一〇〇%
國庫補助額	百分比	四三、五一	一四四、四四一	四七、二四四	一七三、五二六	六元	六五、二四八	一、三六、〇一七
百分比	百分比	三一・九%	一七・九%	三三・〇%	二二・六%	〇・〇%	四・八%	一〇〇%

昭和五年度

勞力費	百分比	三三、〇三、五七一	五、七三、五六六	八、六九、〇三三	三、三三、一四四	一、二一、六七九	四、六四、七九	三、五七、五七四	五、九三、〇三六
勞働者使用	百分比	四〇・九%	一〇・六%	一六・一%	六・二%	〇・三%	〇・七%	一・五%	一〇〇%
延入員	百分比	五、七九、七六八	二、四〇、三三四	二、九六、一八九	九七五、六三	七、〇〇八	一、三三、〇〇四	一、八八、一四一	一、四、〇五、二八一
國庫補助額	百分比	四二・三%	一五・七%	二〇・七%	六・七%	〇・五%	一・二%	一・三%	一〇〇%
百分比	百分比	三、五六、九七六	一、三九、七〇六	一、七五、八二一	五九三、九六一	三、七、〇一一	九八、〇四八	九四三、〇三三	八、三三、二二
國庫補助額	百分比	四、二七、八三三	七九、九二五	九五、三三九	三四六、六〇三	三、五、五〇四	八、一六、五三	七、九、七〇三	六、五三、六七
百分比	百分比	六五・七%	一一・六%	一四・三%	五・三%	〇・五%	一・三%	一・三%	一〇〇%

合計

勞力費	百分比	三〇、四三、五二一	一一、〇一、〇三六	一五、八七、四三四	五、九三、五八八	七、〇%	三、九三、七七一	一、七五、九一〇	一、六、〇四、〇一四	八、四、三三、三三三
勞働者使用	百分比	三六・二%	一〇・三%	一八・九%	七・〇%	〇・五%	〇・二%	〇・二%	〇・二%	一〇〇%

勞力費	九〇八三、三〇一	四三六五、五五五	五、六九三、六八〇	一、八九〇、八六八	一四四、八五三	六六七、九七六	三、二八五、七〇八	二五、一三六、六八〇
百分比	三六・一%	一七・四%	三三・六%	七・五%	〇・六%	二七・%	一三・一%	一〇〇%
勞働者使用 人員	四、三六、一九二	一、七〇三、二〇八	一、四五一、六三五	七七一、一七七	三七、七五五	一〇〇、七三二	一、六七一、八四四	一〇、四〇六、九三三
百分比	元・〇%	一五・三%	三二・七%	六・九%	〇・三%	一・八%	一五・〇%	一〇〇%
國庫補助額	五、六三三、二六七	一、七七一、七四四	二、一三三、三九一	八〇四、三三三	七二、四七七	三、六七六、六八	一、九一、八四四	一〇、八六八、五五五
百分比	五二・一%	一六・六%	一九・四%	七・四%	〇・七%	二八・%	一・〇%	一〇〇%

であつて第二表道路改良工事は其の主要なる部分を占めて居る。

然らば今回何が故に普通の失業救済事業と別に道路改良工事が失業救済事業として計畫せらるゝ様になつたのであるか又今回の計畫の如何なる點が従來と異なるのであるか。

従來の普通の失業救済事業の外に今回の道路改良失業救済事業が特に計畫せられた理由は一口に云へば従來の計畫を以て不十分なりとしたからである。従つて今回の計畫は地域的にも分量的にも著しく其の規模を擴張したのである。

抑も所謂失業救済事業なるものが始めて行はれた大正十四年には事業は六大都市關係公共團體に限つて認められたのである。又事業施行期間も冬期に限るとせられたのであつた。此のやり方は昭和三年まで續いたのであつたが昭和四年内閣が變つてから従來のやり方を擴張して事業施行地は必ずしも六大都市關係公共團體に限らない、又施行の時期も冬期に限定しないと云ふことにな

つた。それでも實際失業救済事業の施行が認められたのは六大都市關係公共團體以外は福岡縣外數縣に過ぎないのであつて、失業救済事業の施行は餘程の例外的事項と看做されて居たのであつた。然るに今回の失業救済事業計畫は第一表にも示す通り全國例外無く行はるゝことになつて居る。又その仕事の分量も國庫負擔金の額も從來に其の比を見ない程多額に上つて居るのである。又事業に對する國庫補助も從來の失業救済事業は勞力費の二分の一を限度として居つたのに今回ののは勞力費の三分の二、事業費の三分の一を限度に高められた。又從來は失業救済事業は凡そ地方公共團體がやつて、國家は之に對し補助金支出低資の融通等の方法で之を援助するに止つて居た。然るに今回は輿論に聽いて國家自らも失業救済事業を行ふといふことにした。即ち國道改良工事に關しては地方より事業費の三分の一の分擔金をとることになつて居るが、此の分擔金の割合は從來よりずつと低いのみならず、前述した如く二三の地方からは全く之をとらないことになつて居る。事業は國自身の事業として直營するの方針を執つたのである。國家自らが失業救済の第一線に立つと云ふこの事は從來例の無かつたことであつて、失業對策上特に注意を要する點である。

因に鐵道省が壹千貳百萬圓の豫算を以て東京及大阪に於て行ふ事業も國直營の失業救済事業といふことになつて居る。

事業施行の區域が全國的になつたこと、國家自らが失業救済事業を行ふやうになつたこと、此の二點は確に我國失業救済事業に關する劃時代的の企と云つて過言でなからうと思ふ。尙非募債主義

を強唱して居る現内閣にとつては愈々道路公債を發行することになつたのはよくの非常手段と稱すべきであらう。

因みに今回の失業救済事業として特に道路改良工事を選ばれたのは、道路工事は他の事業に比べて一般失業労働者を就勞せしめ易いのと失業狀況に應じて全國到る處に於て比較的容易に計畫することが出来るからである。單に勞力費を多く要し従つて使用労働者の數が比較的多いものを選ぶとすれば道路工事よりも河川港灣等の方がよいかも知れぬ而しこれには道路工事の有する上述の如き特徴が無い。尙此の際序に一言して置きたいのは、世人動もすれば道路公債の發行を以て非募債主義を標榜する政府の政策の破綻なりと攻撃するが冷静に見れば其の言は必ずしも當つて居ない。即ち失業救済の必要ある場合には災害復舊豫防等の場合と同様緊縮方針非募債主義の例外として事業を認容し起債を認めると云ふことは曩に濱口内閣成立の當初全國地方長官に對し内務大臣から發した訓令に於て明かに之を示して居るのである。

三 事業の施行方法

今回の道路改良工事は失業救済事業である。従つて事業の選擇配分施行の方法等凡て失業救済の本旨に適はなければならぬ。

何が故に道路改良工事が選ばれたか及び事業の分量の各府縣に對する配分が各府縣の失業狀況

に應じて公平に分配せられたものであるといふことは既に一言した通りである。

而して具體的の路線の選定に付ては失業救済に最も有效なるものなること竝に道路として最も價値あるものなることを標準として國道は國自ら之を決し府縣道は地方長官の裁量に委ねるの手法を採つたのである。

事業施行の方法に關しては國道に關しては直接工事施行の任に膺る各土木出張所長に對し府縣道に關しては各地方長官に對し大體左の如き事項を指示して失業救済事業たるの實を擧げむことを期したのである。

一他地方ヨリ労働者ヲ招致シ又ハ他ノ事業ニ従事セル労働者ヲ奪フカ如キ結果ヲ來ササル様細心留意スルコト

他地方より労働者を招致する結果を來さない様にすべきことは今度の失業救済事業が各府縣内の失業者を救済する目的を以て當該府縣内の失業者數に按分して配當せられて居る主旨から來る當然のことである。最も大都市近接の二三の縣に對しては例外として他府縣管内にあるこの大都市の失業者を幾分就働せしむるべきことあるべきを見越して事業が比較的多量に割り當ててあるのである。

次に今回の事業が失業者の救済を目的とするものであるから自明の理として他の事業に従事して居るものを奪ふが如き結果となつてはならないのである。之が爲には労働條件事業施行方法等

に充分注意する必要がある。

二、勞働者ノ使用ハ成ルヘク失業ノ最モ甚シカル可キ時期及地域ニ適應セシムル様鹽梅スルコト
 此の度の失業救済道路改良工事は本年一杯で終る立前になつて居るがその本年内に於ける工程の計畫を樹てる場合にも勞働者の使用數の如きは比較的失業者の多い又は失業者の苦痛の甚しい冬に多く使ふやうにして貰ひたいと云ふ主旨である。斯の如きは採算を主とする民間の事業に期待することは無理であるが國家公共團體の事業就中失業救済事業と銘を打つて出たものは少々能率が上らぬでも、不經濟になつても失業者本位に調節施行をして行くべき責任がある。又失業の最も甚しかるべき地域に適應せしむるとは先づ第一に路線を選ぶ場合次に選んだ路線の工事に使用する勞働者を選定する場合各府縣内でも比較的失業者の多い換言すれば失業問題が問題として大切になつて居ると見らるゝ地方に路線を選び又その地方の失業緩和に寄與する様に使用することにする必要があると云ふ主旨である。

三、失業者中特ニ生活困難ナル者ヲ優先セシムルコト又失業者相互間ノ就勞機會ヲ公平ナラシムルニ努メ顔付指定人夫ノ數ハ技術上必要ノ最小限度ニ止ムルコト

失業者救済事業の分量が失業者凡てに仕事を與へ得る以上に充分であれば斯んな細々しいことを云ふ必要はないであらう。けれども失業者の一部分しか仕事の廻らぬ少量の事業を施行する場合には此の注意が彌が上にも必要であつて従來の失業救済事業の經驗に徴するもこの注意が充分

になされて居る所は事業は平和に圓滑に行はれて居るがさもない所では怨嗟紛擾が屢々起るのである。

四成ルベク多數ノ勞働者ヲ使用スル爲器械力ヲ必要ノ最小限度ニ止ムルコト

此の事も營利採算従つて能率を主とする民間事業普通事業に注文することは無理である。けれども先にも述べた如く國家公共團體の、而もワザ／＼失業者救済の目的を以て起興せらるゝ事業としては、寧ろ當然のことである。大正十四年以來毎年行はれて居る失業者救済事業にして敢てこの主旨を遵奉して能率採算の不利を忍んで失業の緩和に努めて居る例が乏しくない。又此の主旨を延長して材料の如きも既製品を工事の現場に運ばせて買ふと云ふ方法に依らずして買つても運ぶのに失業者を使ふとか買はないで失業者に製造又は採收砂利の如きさせる例も屢々見受けるのである。

而して以上列記の各事項の目的を達する爲に(イ)失業者殊に地附の失業者であることの認定並に眞に授職救済を要する失業者であるや否やの認定及び其の困窮の程度順位等に就て方面委員警察役場等の周到なる調査が必要であるし(ロ)此の認定を證明し且つ就勞に就て妥當公正を期する爲め即ち就勞の統制を保つ必要上本人の寫眞入その他本人たることを正確に認定し得る勞働手帳就業票等の作成交付が必要であるべく(ハ)又普通の失業救済事業と今度の失業救済道路改良工事との間及び國の事業府縣の事業及市町村等各主體を異にする各種事業間の聯絡統一調節等の目的を達す

るためにも土木出張所長各地方長官市町村當局職業紹介機關相互の緊密なる聯携が非常に必要となつて來るのである。關係當局に對してはこの點に關しても通牒が出されて居る。

四 今回の計畫の價值

今回の失業救済道路改良工事によつて延約千三四百萬人の勞働者に仕事が與へらるゝと推算せられて居る。一年の中二百日間働くとして七萬人近くの人が日々仕事に有りつける次第であつて失業緩和上相當著しい効果を擧ぐべきことは敢て説明を要せぬことである。然し乍ら自分は特に今回の計畫に對し積極的に意味を強めて賛意を表する所以を特に我國の現状に於て見出すのである。

抑も失業對策の要諦は爾前の防止が第一であつて爾後の救済が第二であり防止にしても救済にしても仕事を與へることが肝心であつて金品を給與することは已むを得ぬ手段である。仕事が與へきれぬからこそ已むを得ず金品の給與をするのである。世界二十の國に於て種々の態様をなす失業保險制度が設けられて居るのも此の理由に因るのである。而して此等保險制度を有して居る國でも殊に英獨の如き至れり盡せりの保險制度を有して居る國でさへも常に失業對策根本義を忘れずに防止に授職に萬全の力を致さむとして居るのである。獨逸に於ては殊にこの努力が著しく所謂生産的の失業給付を出來る丈け少くし又は失業保險限度のある所を少々無理してでも生産的

な事業を起すことによつて失業者に授職せむと努めて居るのである。伊太利にも保險制度が整つて居る。而しファシスト政府一流の統制力を以て、最大の努力をして居るのは所謂國內開發事業であつて失業労働者を國內未開拓の地に移住させて頻りに之等地方の開拓に努めて居るのである。ロシアも全國的強制保險制度があつて失業者の數も少くない國であつた然るに今やゴスペラン完成の計畫の下に強制的に失業労働者を政府の命令する仕事に配置して保險給付を不必要ならしむるに努めて居る。保險制度の發達して居ない米國が我等のそれとケタの違ふ巨費を以て各種の失業救濟事業を行つて居るのは敢て異とするに足らぬ。失業保險の無い我が國失業者の少くない生活難の聲が全國的である我國が失業緩和の爲に事業を起す必要のあることは當然すぎる程のことである。

殊に我國は歐米諸國に比して諸般の物的施設が著しく劣つて居るのである。所謂爲さざるべからざる仕事があり餘る程あるのである。交通衛生災害豫防産業其他の見地から施設改善すべき土木建築の事業はザラにあるのである。而も一方働きたくて職にあり付けぬ人がイヤと云ふ程あるのである。そのために社會不安さへ感ずるのである。思想問題も其の險惡の度を増すのである。有り餘る人を有り餘る仕事に結びつけばよいではないか。簡單にして明白なことではないか。金が無いと云ふ。失業保險制度に費す金のことを思つて見ればよい。又一時に拂へなければ長期で拂へばよい。經濟的衛生的に永久的に國民の福利を増進する種の事業に要する費用は我等の予

孫も之を分擔するに異存の無かるべき性質のものである。先達て獨逸の大學教授シユムベタ博士と云ふ景氣現象失業問題等の權威者が日本へ來ての所感に日本が僅か二三百萬圓の國費の負擔でも後に残る生産的價値のある事業を起すことによつて現下の六かしい失業問題を免も角切り抜けつゝある事を羨しいことである。善く云へば上手だ悪く云へばズルいと云ふ様な事を云つたとか何れにしても失業者少からず生活難洽く従つて失業問題相當深刻であるに拘らず、失業保險制度無く、而も爲すべき仕事の多い日本に於ては力を盡して失業救濟事業を起興すべきであると思ふ。道路改良工事の如きは其の失業救濟事業として好適なる點より云つて又其の生産的價値の尠からず殊に我國に於ては大に之が不備缺陷を感じて居る現状より推して格別力を入れるべき事業なりと感ずる。

試みに外國の事例を擧げて見ると、英國に於ては前にも述べた通り世界に比類なき程の完備せる失業保險制度を有して居る。道路は到底我國と比較にならぬ位に整備して居る。それに拘らず労働黨内閣成立以來昨年九月末迄一ケ年餘りに産業開發法により失業救濟事業として認可せられた等級外道路工事は約六千萬圓、此の外に道路基金に依り認可せられたもの約四億九千萬圓に達して居る。伊太利では一九二九年十月二十八日フアススト七週年紀念日を期して全國三千七百五十の市町村一齊に土木事業を施行することとしたが其の經費邦貨約三億七千四百萬圓、國庫負擔はこの半額餘りに及ぶ。中道路工事に充てられたものが最高で約八千萬圓に及んで居る。昨年冬の失業

救濟事業經從事四十萬人の中道路工事に従事するもの此れ亦十四萬餘で他の事業に比し最高位を示して居る。米國は前述の如く失業保險制度がないので授職救濟の方法を失業對策の第一として居るが昨年中の道路改良工事費は二十億弗と稱せられて居る。

結 語

道路改良工事は工事夫れ自身として考へた丈けでも多大の價值のあるものである。又其の施行方法等に付て彼是八釜しい注文をせずとも兎も角相當な勞力を吸收するのであるから今日の如き不景氣な場合又失業者の多い時景氣を齎す上に或程度の又失業を緩和する上に直接間接相當の効果がある事は否定出來ない。然し乍らそれだと云つて今回の道路改良工事を只此の心持丈けでやられたなら否此の心持を主にしてやる時には夫れは第一に天下を欺くものである。欺瞞だと言られ破綻だと誹られても止むを得ない。又事實失業問題はそれによつて緩和せられないのみならず却つて益々深刻化する虞すらある。何となれば或所に事業を起すことによつて漫然と他地方の譬へば片田舎や朝鮮に於ける同胞を都會地や内地に呼び集めたとせむか其の結果や過去の經驗に徴して知るべきのみ況んやこの事業が一年限りであとが續かない場合に於ておや而して一方所謂地付の本來の失業者が相變らず省られぬ結果となつては無論千九百萬圓の國庫負擔で昭和六年度の失業救濟事業を賄うことは出來ぬ。此の外に在來の失業者のためにドシ／＼事業を認め補助を與

ふる必要が生じて來る。國庫は果してそんな負擔に耐へるであらうか、答は餘りに明白である様に思へる。更に不健全なる財政政策又はインフレーションによる附け景氣が決して眞に一國の景氣を恢復する所以でも無く失業問題を解決する途でもなく其の反動が現はれる時却つて不景氣を深刻にし問題を峻しくする實例は必ずしも乏しくないからである。

今回の道路改良工事が飽くまで失業救濟事業たる主旨に適ふ様遂行さるべきことは理の當然であり且つ局に當る者の大なる責任と云はなければならぬ。